

>>>> 特別寄稿Ⅱ

環境省における災害廃棄物対策について

環境省環境再生・資源循環局
環境再生事業担当参事官付
災害廃棄物対策室

1. はじめに

近年、全国各地で水害や地震等が発生し、今年度も7月の九州北部豪雨をはじめ、10月の台風第18号、第21号など、全国各地で自然災害による大きな被害が発生した。被災地の皆様に改めてお見舞い申し上げます。

環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ迅速に進むよう、発災直後から職員や専門家を派遣し、各地の自治体や一般廃棄物処理団体、民間事業者等に御協力をいただきながら、早期の復旧・復興に向け、被災自治体と連携して最大限支援を行っている。

本稿では、熊本地震や九州北部豪雨における環境省の対応を概説した上で、今後の災害廃棄物対策について示す。

2. 近年の自然災害における対応

(1) 平成28年熊本地震における対応

平成28年4月に発生した熊本地震では、14日21時26分のマグニチュード6.5の地震に続けて28時間後の16日1時25分のマグニチュード7.3の地震が発生したため、益城町を中心に被災地は震度7の揺れに2回見舞われ、甚大な被害が発生した。

環境省は発災翌日に本省及び地方環境事務所職員に加え、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)を活用して(国研)国立環境研究所や(一財)日本環境衛生センターから専

門家を現地に派遣し、被災状況の確認、仮置場の設置・運営等に関する支援を行った。また、県内はもちろん、県外の自治体や民間事業者からごみ収集車や人員を派遣いただき、収集体制を確保するとともに、生活ごみの一部を県外の一般廃棄物処理施設に搬出し処理を実施いただいた。

熊本県は災害廃棄物処理実行計画において、災害廃棄物の処理完了目標を発災から2年以内と定め、県内外の産業廃棄物処理業者や建設業者、解体業者等の民間事業者の協力も得るとともに、平成27年8月に改正した廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。)の施設の設置(9条の3の3)や活用(15条の2の5)に関する特例を活用しながら、迅速に処理を進めている。

現在、損壊家屋の解体の進捗率は97%(平成29年12月現在)、災害廃棄物の処理の進捗率は96%(平成29年11月現在)となっており、当初の目標どおり処理等が完了するよう、九州地方環境事務所を中心に支援を継続しているところである。今般の対応状況等については、環境省ホームページに随時掲載しているので、適宜御参照されたい。

<参考資料>

平成28年熊本地震における災害廃棄物対策について

http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/

(2) 平成 29 年 7 月九州北部豪雨における対応

平成 29 年 6 月 30 日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第 3 号により、福岡県朝倉市及び東峰村、大分県日田市を中心に甚大な被害が発生した。熊本地震と同様に、環境省は発災翌日から本省及び地方環境事務所職員に加え、D.Waste-Net の専門家を現地に順次派遣し、支援を実施した。また、福岡市及び北九州市等の協力を得て、災害廃棄物の広域処理や収集支援を行った。さらに、大量の流木が宅地、河川、道路、農地等に堆積し、復旧・復興の妨げになったことから、環境省を含む関係府省と被災自治体が、流木の処理について連携・調整を行った。

現在、朝倉市や東峰村において、損壊家屋の撤去及び災害廃棄物の処理が行われ、流木の処理については、福岡県が二次仮置場を設置して処理を行っており、九州地方環境事務所を中心に支援を継続している。

<参考資料>

平成 29 年 7 月九州北部豪雨における災害廃棄物対策について

http://kouikishori.env.go.jp/archive/h29_suigai/

3. 非常災害時における災害廃棄物処理の特例

東日本大震災や近年の災害における経験を踏まえ、大量に発生する災害廃棄物について円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、平成 27 年に法制度の充実を行った（平成 27 年 8 月 6 日施行）。廃棄物処理法の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化等の規定を追加

するとともに、同法施行令及び施行規則を改正し、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準の緩和等の規定を追加した。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置規定を追加した。

(1) 廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法の改正として、平時の備えを強化するための関連規定と、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置を整備している。

① 平時の備えの強化

(a) 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化

災害により生じた廃棄物の処理に当たっても、平時と同様、生活環境の保全及び公衆衛生の支障を防止し、適正な処理を確保すること、また、分別、再生利用等により減量化が図られるよう配慮すること。

(b) 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化

災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるためには、被災自治体、地元の事業者、専門家や国が緊密に連携した上で対処することが求められる。このため、災害時における廃棄物処理に関わる関係者の適切な役割分担及び連携・協力に係る責務を規定した。

(c) 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充

廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づき環境大臣が定めることとなっている、廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に記載すべき事項として、新たに災

害時における関連施策の推進と施設整備に係る事項を追加した。また、同法第5条の5に基づき都道府県が定めることとなっている、廃棄物の減量その他その適切な処理に関する計画についても、新たに災害時における事項を追加した。

②非常災害時の廃棄物処理の特例

非常災害時における廃棄物処理に関する特例措置として、政省令改正も含め、具体的に以下の規定を整備しており、災害が発生した場合における円滑かつ迅速な処理の確保のため、これらの規定が活用できる。

(a)非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例

市町村が、災害が発生した場合に設置することを予定している一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議し同意を得ておけば、非常災害が発生した際に、通常は必要な届出後の都道府県知事による基準適合の審査を経ずに施設を設置することができること。

(b)非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例

市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が受託した廃棄物の処分のために設置する一般廃棄物処理施設については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこと。

(c)非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例

産業廃棄物処理施設において、その産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとするとき、平時はあらかじめ届け出ることが必

要だが、非常災害時において、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、この届出が事後となってもよいこと。

(d)非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例（施行令改正）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができること。

(2) 災害対策基本法

災害対策基本法の改正においては、大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する環境大臣による指針の策定を法定化するとともに、大規模な災害時の環境大臣による処理の代行措置を整備した。

今般の改正においては、大規模な災害が生じ、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要であるとして、その災害が政令で指定された場合、環境大臣が当該災害により発生した廃棄物の処理の指針を定めることとした。指針の骨子については、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）に示しているもので、参照されたい。また、特別措置法で規定していた環境大臣による廃棄物処理の代行について、大規模な災害が起こった場合の廃棄物処理の特例措置として追加することとした。具体的には、市町村機能が著しく損なわれるような規模の災害が発生した場合、既に規定している廃棄物処理の特例や近隣自治体への事務委任によってもなお、廃棄物の

処理が滞ることも想定されるため、被災市町村からの要請に基づき、一定の要件に該当する場合に環境大臣が廃棄物処理の代行をすることとした。

4. 自治体の災害廃棄物対策に対する各種支援

(1) 自治体による災害廃棄物の処理に関する計画の策定

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針（平成28年1月最終改正）に加え、災害対策基本法に基づく防災基本計画や国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画等に基づき、災害廃棄物処理に係る事前の備えとして都道府県及び市町村による災害廃棄物処理計画の作成を推進している。

災害廃棄物処理計画の策定を推進するため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月）により処理計画の記載事項を示しているところであるが、処理計画策定の一層の加速化を図るため、平成27年度から自治体向けのモデル事業を開始し、今年度は以下のモデル事業を実施している。

- ①災害廃棄物処理計画策定モデル事業
- ②災害時処理困難物適正処理モデル事業
- ③災害廃棄物分野における図上演習モデル事業

(2) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物処理のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要であることから、各市町村において、災害時において市町村が一般廃棄物処理事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映する等の取組

が必要になる。このため環境省では、平成28年9月にごみ処理基本計画策定指針を改定し、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保に関する取組の必要性を明記した。

(3) 地域ブロック協議会等の設置

地域ブロック協議会等は、災害廃棄物対策に関し、県域を越えブロック全体で相互に連携して取り組むべき課題の解決を図るため、地方環境事務所が中心となって設置した組織であり、ブロック内の都道府県、市区町村、廃棄物処理業界の民間団体、国土交通省地方整備局等の地方支分部局、学識経験者等の専門家で構成されている。平成26年度から順次発足し、現在は全国8つの地域ブロック協議会を開催している。協議会では、大規模災害時に都道府県を越えた広域連携を行うための行動計画の策定、各自治体が行う訓練への協力等を実施している。

(4) 災害廃棄物処理支援ネットワーク

(D.Waste-Net) の運用

D.Waste-Netは環境省が事務局となって運営する、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等から構成される支援ネットワークであり、平成27年9月に発足した。

D.Waste-Netは、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、平時及び発災時の各局面において支援活動を行うこととしている。具体的には、発災時には、初動対応として災害廃棄物処理体制の構築や処理困難物等に関する技術的助言や現地支援、復旧・復興対応として災害廃棄物量の推計や災害廃棄物処理実行計画の策定支援等を行い、また、平時には自治体による災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等への支援を行うこととしている。

(5) 災害等廃棄物処理及び廃棄物処理施設災害復旧事業の補助制度

環境省では、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用に対し2分の1の国庫補助を行っている。

(6) 循環交付金を活用した廃棄物処理システムの強靱化

循環型社会形成推進交付金においては、平成26年度より、高効率エネルギー利用及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対して、交付率1/2の交付対象を重点化した。これは、廃棄物処理施設を、地域の防災拠点として、災害時には自立稼働して地域の災害廃棄物を受け入れ、災害廃棄物の処理に伴い発生するエネルギーを高効率に回収し、公共施設や避難所等に電気・熱を供給できるインフラとし、廃棄物処理システムの強靱性を確保することを念頭に置いたものである。

5. おわりに

今後も、災害時におけるし尿、生活ごみ、災害廃棄物の収集・処理を適正かつ迅速に実施するため自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めていく所存である。災害廃棄物の適正かつ迅速な処理において、一層の御尽力をいただければ幸いである。

